「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に係る主な検討経緯等について

1. 主な検討経緯

- 〇平成13年6月:「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」(以下「運用指針」)を作成(有識者会議実施)
- 実際に住家の被害認定業務を行う市町村が、統一した方法で、建築の専門的な知識がなくても判定が可能となるよう<u>標準的</u>な調査方法及び判定方法を提示。



- ○平成21年6月:運用指針の改定(有識者会議実施)
- -運用指針について、その後の運用において明らかになった課題に対応する観点から、全体構成を「地震」「水害」「風害」の 災害種別に再構成し、一見して全壊と判断できる場合の追加や水害における損傷程度の見直しなどの改定を実施。

(※)平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際の、衆議院における附帯決議「支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」



2. 今年度調査

- ○平成24年度調査:迅速化・簡素化に関する検討(有識者会議)
- 東日大震災における運用実態を踏まえつつ、<u>平成23年5月2日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」の「運用指針」への一本化の可否等について検討を実施したい</u>。

【調査のアウトプット(案)】

- ①「運用指針」「調査票」の改定案の作成ととりまとめ
- ②その他執務資料(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)」「災害に係る住家の被害認定 実施体制の手引き」)の必要な改訂項目等の洗い出し(改訂素案の作成)

図表一「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」にかかる主な検討経緯と関連する動き

「運用指針」の作成・改定の経緯

その他の関連する動き

- ○:被害認定基準関係 ●:法律関係
- ◇:災害 ■:住家の被害認定方法等関係

昭和43年

○「災害の被害認定基準」の統一(S43.6.14内閣総理大臣官房審議室長)

◇阪神·淡路大震災(H7年)

●被災者生活再建支援法の制定(H10.5.22)

平成13年

「災害に係る住家の被害認定基準 運用指針」の作成(有識者会議①) ○「災害の被害認定基準」の改正(H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当))

平成16年

●被災者生活再建支援法の一部改正(H16.3.31) (「災害の被害認定基準」に「大規模半壊」の区分追加)

◇新潟·福井豪雨(H16年)

- ■「浸水等による住宅被害の認定について」(H16.10.28内閣府政策統括官(防災担当))
 - ●被災者生活再建支援法の一部改正(H19.11.16) (被害の程度及び復旧方法により支援金額が決まる制度に改正)
 - ●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する 附帯決議(H19.11.9 衆議院災害対策特別委員会)

平成21年

「<u>災害に係る住家の被害認定基準</u> <u>運用指針」の改定</u>(有識者会議②)

平成22年

■調査票の改定、「参考資料(判定の例示と損傷程度の例示)」 の改訂(有識者会議③)

◇東日本大震災(H23年)

平成23年

■東日本大震災における特例措置、その他事務連絡

•「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」 (平成23年5月2日事務連絡)(有識者会議④) など

平成24年度

災害に係る住家の被害認定の迅速化・簡素化に関する検討(有識者会議開催)を予定

•東日本大震災における特例措置の一般化に関する検討 など

「被害認定」

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害の程度(全壊、大規模半壊、半壊等)を認定することをいう。

<被害認定の目的>

①災害による被害規模の把握 (棟単位)

災対基本法第53条の報告、災害救助法等の適用の判断等に活用

②り災証明書の発行 (世帯単位)

各種被災者支援策 の判断材料として活用

各種被災者支援策

給付:被災者生活再建支援金、義援金等

融資 :(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予:稅、保険料、公共料金等

現物支給:災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

<被害認定の実施>

実施主体:市町村

基 準:災害の被害認定基準(平成13年内閣府政策統括官通知)等

【参考:住家の被害の程度に応じた被災者支援措置】

	被災者生活 再建支援金	災害復興 住宅融資	税・社会保険料・ 放送受信料の減免	災害救助法 の応急修理
全壊	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(〇)
大規模半壊	0	0	0	0
半壊	(O)	0	0	0

「り災証明書」

り災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するものである。

り災証明書は、各種被災者支援策の判断材料として活用されます。

各種被災者支援策

給付:被災者生活再建支援金、義援金等

融資 :(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予:稅、保険料、公共料金等

現物支給:災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

くり災証明書発行等の流れ>





り災証明書





各種被災者支援措置

【参考資料】

図表「住家の被害認定基準運用指針」にかかる作成・改訂の経緯と今後の予定

N																		
作成·改定/年·年度	住家の被害認定基準等の作成・改定の経緯									今後の改定スケジュール(見込み)								
執務資料	S43		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
①被害認定基準 (災害の被害認定基準) 【内閣総理大臣官房審議室 長/政策統括官 通知】	統一	*	改定 (政策統 括官通 知)	^	#	弁	^	^	^	↑	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	^	^	^
②標準的な調査・判定方法 (災害に係る住家の被害認 定基準 運用指針) 【参事官 通知】		(H12年度 調査)	作成	*	#	*	*	^	#	(H20年 度調査)	改定	⇒	⇒	(H24年度 調査)	改定 (予定)	*	^	^
③ <u>調査票</u> (運用指針 参考資料)		(H12年度 調査)	作成	⇒	#	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	(H21年 度調査)	改定	⇒	(H24年度 調査)	改定 (予定)	⇒	⇒	⇒
<u>④写真集</u> (参考資料(判定の事例と 損傷程度の例示))			(H13年 度調査)	作成	#	⇒	(H17年 度調査)	改定	⇒	*	(H21年 度調査)	改定	⇒	⇒	(H25年 度調査)	改定 (予定)	*	*
⑤講習教材								(H18年 度調査)	作成	*	⇒	⇒	(H23年 度調査)	改定•映 像教材作 成	⇒	(H26年 度調査)	改定 (予定)	*
⑥事例集(実施体制の手引 き)									(H19年 度調査)	作成	⇒	(H22年 度調査)	改定	⇒	⇒	^	(H27年 度調査)	改定 (予定)
備考	対策基本 法制定	神·淡路大震 災 〇H10 被災者 生活再建支	〇H13.1.6 6 日本 19 日本 中 日本 中 日本 中 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			〇支正 〇支涯 〇H16新 京 ・福井 ・福 (官) (官) (市) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日			〇改准 受证(「壊」 授(下) 下 施 行 通		○運用定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		○H23.3.11 東災 ○H23.3.31 津日本版 ・日本 ・日限 ・日報 ・日報 ・日報 ・日報 ・日報 ・日3.4.1 ・電子 ・日3.5.2 ・電子 ・日3.5.2 ・電子 ・大下 ・大下 ・大下 ・大下 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大		〇運用指 登 登 で で で で で で で で で で			

【用語解説】

- ○「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」(内閣府(防災担当)参事官通知)
 - ・住家を被害認定するための、具体的な調査・判定方法を示したもの。
- ○「住家の被害認定」
 - ・災害報告や罹災証明のために「災害にかかる被害認定基準」等に基づき、「住家全壊」「住家半壊」等を判定すること。
- ○「災害にかかる被害認定基準」(内閣府(防災担当)政策統括官通知)
 - ・各省庁からの災害報告を揃えるため、昭和43年6月14日に基準を統一したもの。
 - ・具体的には、「死者」「行方不明者」「重傷者・軽傷者」「住家」「非住家」「住家全壊・全焼・全焼失」「住家半壊・半焼」

【被害認定、り災証明書に関係する部局一覧】

- ・被害認定及びり災証明書に関係する主な部局と所管内容は以下のとおり。
- ・内閣府(防災担当)は被害認定基準の統一基準を提示。

	所管部局	所管内容					
総務省	自治行政局行政課	・り災証明の法的性格等					
	情報流通行政局地域力創造グループ地域 情報政策室	・被災者台帳などシステム化・情報化					
	行政管理局	・政府全体のIT化(電子政府の推進)					
内閣官房	情報通信技術(IT)担当室						
文部科学省	研究開発局地震・防災研究課	・首都直下対応の生活再建システム					
消防庁	防災課	・被災自治体からの被害報告とりまとめ ・全焼、半焼、床上浸水等の判断					
警察庁	警備課	・警察庁における災害被害集計					
厚生労働省	社会援護局保護課災害救助対策室	・災害救助法による救助に関する報告					
国土交通省	住宅局建築指導課建築物防災対策室	《中八巻在中の河中の利中甘油					
	住宅局住宅総合整備課	・災害公営住宅の滅失の判定基準					
内閣府(防災担当)	被災者行政担当参事官室	・各省が作成していた被害認定基準の統一基準の提示(昭 43年以降)					

3. 今年度有識者会議の開催予定(案)

第1回検討会(11/12)

【議題】

- ・今年度調査の実施概要について(報告)
- ・平成23年5月2日事務連絡の「運用指針」への一本化について(検討)
- •その他(報告)

【資料】

- ・今年度調査の実施概要について
- ・国会等における被害認定に関する論点について
- ・特例措置に関する自治体の状況について(ヒアリング結果)
- ・平成23年5月2日事務連絡の「運用指針」への一本化の方法と改定案(事務局案たたき台)

第2回検討会(12月中)

【議題】

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 改訂案(たたき台修正案)について(検討)
- ・その他被害認定の迅速化・簡素化について(検討)

【資料】

・「運用指針」改訂案(たたき台修正案)

第3回検討会(1月中旬)

【議題】

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 改訂(案)について(検討)
- ・東日本大震災における特例措置の検証(検討)
- ・その他被害認定の迅速化・簡素化について(検討)

【資料】

- •「運用指針」改訂案(素案)
- ・部位別構成比について
- ・その他被害認定の迅速化・簡素化について(「参考資料」「実施体制の手引き」の改訂項目など)(論点整理)

第4回検討会(2月末)

【議題】

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 改訂(案)とりまとめ(報告)
- ・その他被害認定の迅速化・簡素化についてのとりまとめ(報告)

【資料】

- •「運用指針」改訂案(案)
- ・被害認定の迅速化・簡素化について(「参考資料」「実施体制の手引き」の改訂項目など)(案)

H23/5/2液状化通知と運用指針の一本化 の件

その他迅速化・簡素化の件

第1回検討会(11/12)

地震編【木造・プレハブ】修正事 務局案(たたき台)に関する意見 交換

3/31,4/12,4/20通知等の説明 (報告のみ)

第2回検討会(12月中)

地震編【木造・プレハブ】委員意 見を踏まえた修正案に関する意 見交換

3/31,4/12,4/20通知等に関する意見交換

第3回検討会(1月中旬)

地震編・水害編・風害編×【木造・プレハブ】・【非木造】修正案に関する意見交換

第2回意見の整理案(事務局作成。運用指針に関係する事項、 手引き・テキスト等に関係する事項の仕分け)に関する意見交換

第4回検討会(2月末)

運用指針改定案としてとりまとめ

報告書案としてとりまとめ

(1)平成13年「災害の被害認定基準」の改正及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の作成

①実施概要

- 1)被害認定基準の住家に係る部分についての見直し
- ・昭和43年6月に統一された被害認定基準の住家に係る部分について、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化から、 基準による全壊・半壊の判定結果が実態の被害にあわない等の指摘を受け、見直し。

2)標準的な調査方法及び判定方法の提示(「運用指針」の作成)

- ・住家に係る被害認定基準については、市町村がり災証明を発行する被害調査の基準として活用され、それが様々な支援 実施の判断材料となっている。
- ・しかし、市町村により調査内容に差異があるため、統一的な方法で建築の専門的な知識がなくても判定が可能となる<u>標準的</u> な調査方法及び判定方法を提示

②検討体制

・「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」及び「同被害認定マニュアル検討ワーキンググループ」を設置

委員会委員(平成13年1月6日~)

委員長 高寄 昇三(甲南大学経済学部教授)

委 員 稲山 正弘((株)稲山建築設計事務所長)

委 員 木村 收(阪南大学経済学部教授)

委員坂本 功(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授)

委 員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所助教授)

委員 鈴沖 勝美(愛知県産業労働部調整監兼産業労働総務課長)

委 員 不老 嘉彦(神戸市東京事務所長)

委員 吉原万佐美(福岡市市民局地域振興部防災対策室長)

委員駒野健二(警察庁警備局警備課災害対策官)

委員宮崎尚(厚生省社会・援護局保護課災害救助室長)

委員尾薗春雄(林野庁林政部林産課長)

委員金子 実(中小企業庁長官官房総務課災害対策室長)

委 員 渡辺 和足(建設省河川局河川計画課長)

委員 杉山 義孝(建設省住宅局建築指導課長)

委員小熊 博(自治省消防庁防災課長)

委 員 水上 淳二(国土庁防災局復興対策課長)

ワーキングループ委員

委員長 坂本 功(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教 授)

委 員 稲山 正弘((株)稲山建築設計事務所長)

委 員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所助教授)

委 員 不老 嘉彦(神戸市東京事務所長)

委 員 杉山 義孝(建設省住宅局建築指導課長)

委 員 小熊 博(自治省消防庁防災課長)

委 員 水上 淳二(国土庁防災局復興対策課長)

(2)平成21年「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定

1)実施概要

- ・「住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加える」とした、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際の衆議院における附帯決議をうけ検討を開始。
- ・平成13年度に作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」について、その後の運用実態や被害状況を踏まえ、 具体的な住家被害の判定方法や自治体等から挙げられた課題について検討を実施。
- ・主な改訂のポイントは以下のとおり。

○全体構成

・従前の「地震等」と「浸水」の2部構成から、「地震編」「水害編」「風害編」の3部構成へ変更

○調査方法

・災害ごとの調査フローの明確化

「地震編」は第1次調査(外観調査)と第2次調査(内部調査も実施)の2段階で実施 「水害編」「風害編」は調査開始時点から内部調査を実施

- ・被災建築物応急危険度判定について、住家の被害認定に活用できる内容を明示
- ・調査結果の記録の明示
- ・調査実施後に被災者からの不服申し立てがあった場合の再調査を明確に位置づけ

○判定方法

- ・一見して全壊と判断できる場合の追加
- ・明らかに半壊に至らないと判断できる場合等の追加
- ・各部位の範囲及び構成比の見直し 木造・プレハブの住家の設備

等

・「損傷の例示」の見直し

基礎直下の地盤流出

当該部位以外の部位の損傷を補修するための工事

水害による汚泥堆積

等

- ・水害における損傷の程度の見直し
- ・2階建て住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定方法を位置づけ

②検討体制

・以下の検討会と二つのWGを設置した。

「被害の実態に即した住家被害認定の運用確保方策に関する検討会」 「損害割合WG」・・・部位別構成比や損傷程度の例示等に関して検討 「調査方法WG」・・・調査判定フローなど被害認定の調査方法に関して検討

検討会委員

座長 坂本 功(東京大学名誉教授)

委員 奥田 泰雄(独立行政法人建築研究所上席研究員)

委員 佐久間 順三(有限会社設計工房佐久間代表取締役)

委員 重川 希志依(富士常葉大学大学院教授)

委員 杉山 義孝(財団法人日本建築防災協会専務理事)

委員 田中 聡 (富士常葉大学大学院准教授)

委員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所教授)

委員 宇羅 良博(輪島市建設部都市整備課)

委員 城戸 史郎(兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課)

損害割合WG委員

主查 坂本 功(東京大学名誉教授)

委員 奥田 泰雄(独立行政法人建築研究所上席研究員)

委員 佐久間 順三(有限会社設計工房佐久間代表取締役)

委員 田中 聡(富士常葉大学大学院准教授)

委員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所教授)

委員 城戸 史郎(兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課)

オブザーバー

宮崎 兵庫(東京海上日動火災保険株式会社損害サービス業務部業 務第二グループ課長代理)

岩泉 和則(株式会社東鑑鑑定第一部部長)

調査方法WG委員

主查 重川 希志依(富士常葉大学大学院教授)

委員 佐久間 順三(有限会社設計工房佐久間代表取締役)

委員 杉山 義孝(財団法人日本建築防災協会専務理事)

委員 田中 聡 (富士常葉大学大学院准教授)

委員 宇羅 良博(輪島市建設部都市整備課)

(3)平成22年 調査票の改定、「参考資料(判定の例示と損傷程度の例示)」の改訂

①実施概要

- ・平成21年6月に改定した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、<u>円滑かつ迅速に被害認定業務を実施できるような調査票の作成</u>。
- ・地震第1次調査では、より簡易な手法で調査可能な「調査票B」を作成
 - 基礎、壁、屋根について、通常損傷程度と損傷面積の二つの視点から行う調査を、両者を統合した損害 割合で判断することができるようにしている。
- ・被害事例について写真等を掲載している「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針参考資料(判定の事例と損傷 程度の例示)」の改訂
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」にあわせた全体構成の変更
- ー被害事例写真の見直し

②検討体制

・有識者等からなる検討会、懇談会、準備会を設置。

検討会(懇談会)委員

座長 坂本 功(東京大学名誉教授)

委員 奥田 泰雄(独立行政法人建築研究所上席研究員)

委員 佐久間 順三(有限会社設計工房佐久間代表取締役)

委員 重川 希志依(富士常葉大学大学院教授)

委員 杉山 義孝(財団法人日本建築防災協会専務理事)

委員 田中 聡 (富士常葉大学大学院准教授)

委員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所教授)

委員 宇羅 良博(輪島市建設部都市整備課)

委員 城戸 史郎(兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課)

準備会委員

座長 坂本 功(東京大学名誉教授)

委員 重川 希志依(富士常葉大学大学院教授)

委員 田中 聡 (富士常葉大学大学院准教授)

委員 中埜 良昭(東京大学生産技術研究所教授)

(4)平成22年「地盤に係る住家被害認定に調査・判定方法について」(平成23年5月2日事務連絡)

①実施概要

- ・東日本大震災における地盤の液状化による被害の現状を踏まえ、地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の 調査・判定方法を作成。(注:地盤被害の調査・判定方法ではありません。)
- ・従来の地震における住家の被害認定調査・判定方法に加えて、以下の判定を追加。
 - 住家の不同沈下による傾斜の判定
 - -住家の基礎等の地盤面下への潜り込みによる判定

②検討体制

- ・「液状化に対応した住家被害認定の検討会」を設置
- ・有識者ヒアリングを実施

検討会委員

委員 坂本 功(東京大学名誉教授)

委員 佐久間 順三(有限会社設計工房佐久間代表取締役)

委員 杉山 義孝(財団法人日本建築防災協会専務理事)

委員 田中 聡(富士常葉大学教授)

有識者ヒアリング

高橋 正紘(めまいメニエール病センター) 園部 隆夫(日本構造技術者協会 千葉代表)